

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3662869号

(P3662869)

(45) 発行日 平成17年6月22日(2005.6.22)

(24) 登録日 平成17年4月1日(2005.4.1)

(51) Int. Cl.<sup>7</sup>

F I

G07G 1/12

G07G 1/12 351A

G06F 17/60

G07G 1/12 301E

G07G 1/14

G06F 17/60 118

G06F 17/60 310E

G06F 17/60 318C

請求項の数 12 (全 11 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号 特願2001-299754 (P2001-299754)

(22) 出願日 平成13年9月28日(2001.9.28)

(65) 公開番号 特開2003-109120 (P2003-109120A)

(43) 公開日 平成15年4月11日(2003.4.11)

審査請求日 平成14年8月8日(2002.8.8)

(73) 特許権者 000227205

NECインフロンティア株式会社

神奈川県川崎市高津区北見方2丁目6番1号

(74) 代理人 100064621

弁理士 山川 政樹

(72) 発明者 大串 靖憲

東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社内

審査官 富岡 和人

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 電子商取引方法、電子商取引システム及びプログラム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

店舗内に設けられた、CPUと記憶装置とを備えたコンピュータにおいて、前記店舗内に陳列された商品とインターネット上の電子商店の商品とを購入者が前記店舗で購入するとき、同一の購入者が選択した前記店舗の商品と前記電子商店の商品とを同一の売上登録データに登録する登録手順と、この売上登録データに登録された商品の会計処理を一括して行う会計手順と、前記売上登録データに登録された電子商店の商品の画像を商品確認書又は注文確認書として出力装置に印刷させる手順とを、前記記憶装置に記憶されたプログラムに従って前記CPUに実行させることを特徴とする電子商取引方法。

10

【請求項2】

請求項1記載の電子商取引方法において、

前記登録手順は、前記インターネット上の電子商店の商品を表示し、この表示した商品の中から選択された商品を前記売上登録データに登録することを特徴とする電子商取引方法。

【請求項3】

請求項1記載の電子商取引方法において、

前記登録手順は、前記購入者が選択した電子商店の商品の画像データとこの電子商店のURLとを前記売上登録データに登録することを特徴とする電子商取引方法。

20

## 【請求項 4】

請求項 1 記載の電子商取引方法において、  
前記コンピュータは、前記売上登録データに登録された電子商店の商品の購入手続きを  
購入者に代わって行うことを特徴とする電子商取引方法。

## 【請求項 5】

店舗内に陳列された商品とインターネット上の電子商店の商品とを購入者が前記店舗で  
購入するとき、同一の購入者が選択した前記店舗の商品と前記電子商店の商品とを同一の  
売上登録データに登録し、この売上登録データに登録された商品の会計処理を一括して行  
う処理手段を備えた P O S 端末装置と、

画像を印刷する出力装置とを、前記店舗内に有し、

前記 P O S 端末装置の処理手段は、前記売上登録データに登録された電子商店の商品の  
画像を商品確認書又は注文確約書として前記出力装置に印刷させることを特徴とする電子  
商取引システム。

10

## 【請求項 6】

請求項 5 記載の電子商取引システムにおいて、

前記インターネット上の電子商店の商品を表示する表示装置を有し、

前記 P O S 端末装置の処理手段は、前記表示装置の画面上で選択された商品を前記売上  
登録データに登録することを特徴とする電子商取引システム。

## 【請求項 7】

請求項 5 記載の電子商取引システムにおいて、

前記 P O S 端末装置の処理手段は、購入者が選択した電子商店の商品の画像データとこ  
の電子商店の URL とを前記売上登録データに登録することを特徴とする電子商取引シス  
テム。

20

## 【請求項 8】

請求項 5 記載の電子商取引システムにおいて、

前記 P O S 端末装置は、前記売上登録データに登録された電子商店の商品の購入手続き  
を購入者に代わって行う手段を備えることを特徴とする電子商取引システム。

## 【請求項 9】

店舗内に陳列された商品とインターネット上の電子商店の商品とを購入者が前記店舗で  
購入するとき、同一の購入者が選択した前記店舗の商品と前記電子商店の商品とを同一の  
売上登録データに登録する登録手順と、

この売上登録データに登録された商品の会計処理を一括して行う会計手順と、

前記売上登録データに登録された電子商店の商品の画像を商品確認書又は注文確約書と  
して出力装置に印刷させる手順とをコンピュータに実行させることを特徴とする電子商取  
引プログラム。

30

## 【請求項 10】

請求項 9 記載の電子商取引プログラムにおいて、

前記登録手順は、前記インターネット上の電子商店の商品を表示し、この表示した商品  
の中から選択された商品を前記売上登録データに登録することを特徴とする電子商取引プ  
ログラム。

40

## 【請求項 11】

請求項 9 記載の電子商取引プログラムにおいて、

前記登録手順は、前記購入者が選択した電子商店の商品の画像データとこの電子商店の  
URL とを前記売上登録データに登録することを特徴とする電子商取引プログラム。

## 【請求項 12】

請求項 9 記載の電子商取引プログラムにおいて、

前記売上登録データに登録された電子商店の商品の購入手続きを購入者に代わって行う  
ことを特徴とする電子商取引プログラム。

## 【発明の詳細な説明】

## 【0001】

50

**【発明の属する技術分野】**

本発明は、店舗の商品と電子商店の商品とを同一店舗で購入する場合の会計処理を円滑にすることができる電子商取引方法、電子商取引システム及びプログラムに関するものである。

**【0002】****【従来の技術】**

従来の電子商取引を図6を参照して説明する。図6において、11はPOS端末装置、12はインターネット上の電子商店の商品を購入する専用端末装置を示す。従来、購入者が店舗にて電子商店の商品を購入するには、専用端末装置12で電子商店の商品を閲覧し、購入希望の商品を選択して、支払い方法を選択し、商品の配送方法を選択していた。一方、店舗内に陳列されている商品を購入する場合には、POS端末装置11で会計処理が行われる。したがって、同一店舗内で商品とインターネット商品を購入する場合には、会計処理が2回必要となり、購入に要する手間と時間が2倍になる。また、店舗側にとっても、インターネット商品の販売をデータとして効率的に管理する方法がなかった。

10

**【0003】****【発明が解決しようとする課題】**

以上のように従来の電子商取引では、店舗の商品の会計と電子商店の商品の会計が別処理となるため、両方の商品を購入する場合に会計処理に2倍の時間がかかってしまうという問題点があった。

本発明の目的は、店舗の商品と電子商店の商品を同時に購入する場合の会計処理を円滑にして、会計処理に要する時間を短縮し、電子商店の商品の購入手続きを簡略化することができる電子商取引方法、電子商取引システム及びプログラムを提供することにある。

20

**【0004】****【課題を解決するための手段】**

本発明の電子商取引方法は、店舗内に設けられた、CPUと記憶装置とを備えたコンピュータにおいて、店舗内に陳列された商品とインターネット上の電子商店の商品とを購入者が前記店舗で購入するとき、同一の購入者が選択した前記店舗の商品と前記電子商店の商品とを同一の売上登録データに登録する登録手順と、この売上登録データに登録された商品の会計処理を一括して行う会計手順と、前記売上登録データに登録された電子商店の商品の画像を商品確認書又は注文確約書として出力装置に印刷させる手順とを、前記記憶装置に記憶されたプログラムに従って前記CPUに実行させるようにしたものである。

30

また、本発明の電子商取引方法の1構成例において、前記登録手順は、前記インターネット上の電子商店の商品を表示し、この表示した商品の中から選択された商品を前記売上登録データに登録するようにしたものである。

また、本発明の電子商取引方法の1構成例において、前記登録手順は、前記購入者が選択した電子商店の商品の画像データとこの電子商店のURLとを前記売上登録データに登録するようにしたものである。

また、本発明の電子商取引方法の1構成例において、前記コンピュータは、前記売上登録データに登録された電子商店の商品の購入手続きを購入者に代わって行うようにしたものである。

40

**【0005】**

また、本発明の電子商取引システムは、店舗( )内に陳列された商品とインターネット上の電子商店( )の商品とを購入者が前記店舗で購入するとき、同一の購入者が選択した前記店舗の商品と前記電子商店の商品とを同一の売上登録データに登録し、この売上登録データに登録された商品の会計処理を一括して行う処理手段を備えたPOS端末装置(1)と、画像を印刷する出力装置(4)とを、前記店舗内に有し、前記POS端末装置の処理手段は、前記売上登録データに登録された電子商店の商品の画像を商品確認書又は注文確約書として前記出力装置に印刷させるものである。

また、本発明の電子商取引システムの1構成例は、前記インターネット上の電子商店の商品を表示する表示装置(5,6)を有し、前記POS端末装置の処理手段は、前記表示

50

装置の画面上で選択された商品を前記売上登録データに登録するものである。

また、本発明の電子商取引システムの1構成例において、前記POS端末装置の処理手段は、購入者が選択した電子商店の商品の画像データとこの電子商店のURLとを前記売上登録データに登録するものである。

また、本発明の電子商取引システムの1構成例において、前記POS端末装置は、前記売上登録データに登録された電子商店の商品の購入手続きを購入者に代わって行う手段を備えるものである。

#### 【0006】

また、本発明の電子商取引プログラムは、店舗内に陳列された商品とインターネット上の電子商店の商品とを購入者が前記店舗で購入するとき、同一の購入者が選択した前記店舗の商品と前記電子商店の商品とを同一の売上登録データに登録する登録手順と、この売上登録データに登録された商品の会計処理を一括して行う会計手順と、前記売上登録データに登録された電子商店の商品の画像を商品確認書又は注文確認書として出力装置に印刷させる手順とをコンピュータに実行させるようにしたものである。

10

また、本発明の電子商取引プログラムの1構成例において、前記登録手順は、前記インターネット上の電子商店の商品を表示し、この表示した商品の中から選択された商品を前記売上登録データに登録するようにしたものである。

また、本発明の電子商取引プログラムの1構成例において、前記登録手順は、前記購入者が選択した電子商店の商品の画像データとこの電子商店のURLとを前記売上登録データに登録するようにしたものである。

20

また、本発明の電子商取引プログラムの1構成例は、前記売上登録データに登録された電子商店の商品の購入手続きを購入者に代わって行うようにしたものである。

#### 【0007】

##### 【発明の実施の形態】

##### [第1の実施の形態]

以下、本発明の実施の形態について図面を参照して詳細に説明する。図1は本発明の第1の実施の形態となる電子商取引システムの構成を示すブロック図、図2は図1の電子商取引システムの動作を示すフローチャート図である。図1において、1はPOS端末装置、2はインターネット、3はPOS端末装置1とインターネット2とを接続するISDN(Integrated Service Digital Network)、LAN(Local Area Network)、専用線等の通信回線、4はPOS端末装置1に接続されたプリンタ、5はPOS端末装置1に接続された、オペレータ(店員)用のオペレータディスプレイ装置、6はPOS端末装置1に接続された、購入者用のカスタマディスプレイ装置である。オペレータディスプレイ装置5及びカスタマディスプレイ装置6は、表示装置としての機能を有すると共に、タッチパネルとしての機能を有するものとする。

30

#### 【0008】

また、図1において、A、Cは店舗で販売している商品、B、Dはインターネット2上の電子商店で販売している商品、E、Fはインターネット2上の電子商店で販売している商品である。インターネット商品B、D、E、Fの購入を購入者に代わって行う店舗では、図3(a)のように、POS端末装置1の客側ディスプレイであるカスタマディスプレイ装置6の画面にインターネット商品B、D、E、Fの情報を表示したり、店舗内のメニュー、広告、チラシ等にインターネット商品B、D、E、Fの情報を掲載したりする。

40

#### 【0009】

購入者は、カスタマディスプレイ装置6の画面上で購入希望のインターネット商品を選択したり、店舗内のメニュー、広告、チラシ等を見て購入希望のインターネット商品を店員に伝える。購入者がカスタマディスプレイ装置6上でインターネット商品を選択した場合には、購入者の選択がカスタマディスプレイ装置6のタッチパネルからPOS端末装置1へ伝えられる。

#### 【0010】

50

また、購入希望のインターネット商品を口頭で店員に伝えた場合には、購入者に代わって店員がオペレータディスプレイ装置5上の画面上で商品を選択するか、あるいは図3(b)のようにインターネット商品のメニュー上に併記されたバーコードを図示しないバーコードリーダーでスキャンすることで、購入者の選択をPOS端末装置1に入力する。

#### 【0011】

図2を参照すると、図2(a)は店舗における売上登録の全体処理を示す。図2(a)の処理の特徴はあたかも店舗内の商品であるかのように、インターネット上の商品が売上登録されることにある。図2(b)はインターネット商品専用の処理を示している。図2(b)の処理は、売上登録データの作成に必要な客への確認(電話番号と配送方法)を入力する以外は、売上とは非同期なタイミングで実施することが可能であり、客の売上登録の完結を優先させるようになっている。図2(b)の処理の特徴は電子商店への購入手続きを店舗名で売上と非同期に行うことと、客への確認事項のため電子商店の商品の画像をプリンタ4で印刷して渡すことにある。

10

#### 【0012】

本実施の形態において、購入者は、店舗商品A、Cと共にインターネット商品Bを購入するものとする。店舗のPOSオペレータは、客から渡された店舗商品をバーコードリーダーによるスキャンまたはキーボード操作によって売上登録する。購入者が選択したインターネット商品については、図2(b)に基づき、このインターネット商品の画像データがPOS端末装置1に記録され、また印刷されるような処理が行われる。POS端末装置1の記憶装置に格納されるデータベースには、POS売上登録データが蓄積されるが、このPOS売上登録データは、通常の売上データと同様に、図4に示すようなデータ構成となる。

20

#### 【0013】

ただし、インターネット商品に関しては、通常の売上登録データ以外に、商品の配送方法、購入者の電話番号、この商品を扱っている電子商店(ホームページ)のURL(Uniform Resource Locators)、この商品の画像データのファイル名などが売上登録データとしてデータベースに記録される。本実施の形態は、このように極めて簡単な構成と手順によって、インターネット商品を簡易に扱えるという効果を導き出している。

#### 【0014】

次に、図1の電子商取引システムの動作を図2に示すフローチャートを使用して説明する。POS端末装置1はISDNやLAN、専用線等の何らかの通信回線3で外部と通信できる環境となっており、インターネット2上の電子商店、のサイトに事前にアクセスすることにより、インターネット商品B、D、E、Fの情報を電子商店、から取得して、取得した情報をカスタマディスプレイ装置6の画面に表示することができる。なお、電子商店、から取得したインターネット商品B、D、E、Fの情報をメニュー、広告、チラシ等に掲載してもよい。

30

#### 【0015】

店舗商品A、Cは、通常どおり店舗に陳列され、バーコード入力などで売上登録される。実際の動作を詳細に説明すると、購入者が店舗商品Aを購入するためレジへ商品Aを持ってくると、店舗のオペレータ(店員)は、店舗商品Aを図示しないバーコードリーダーでスキャンする(図2ステップ101)。これにより、POS端末装置1は、商品Aの部門、価格、商品名とその他の情報をPOS売上登録データとして内部のデータベースに登録する(ステップ102)。ここまでは通常のPOS売上登録となんら変わりはない。

40

#### 【0016】

次に、購入者がインターネット商品をいっしょに購入したいと考えた場合、POS端末装置1のカスタマディスプレイ装置6を見る。カスタマディスプレイ装置6の画面には、インターネット商品B、D、E、Fの外観、価格、商品説明等の情報が表示されている。購入者がインターネット商品Bを購入するため、カスタマディスプレイ装置6の画面に表示された商品Bの画像に触れると(ステップ103)、図2(b)のフローチャートがスタートする。

50

## 【 0 0 1 7 】

最初に、POS端末装置1は、購入者が選択したインターネット商品Bをカスタマディスプレイ装置6のタッチパネルによって認識し、この商品Bの外観、価格、商品説明等の情報をPOS端末装置1のオペレータディスプレイ装置5の画面に縮小表示する(ステップ201)。

## 【 0 0 1 8 】

オペレータは、オペレータ画面に表示された情報を見て、インターネット商品Bを購入するかどうかを購入者に確認し、購入者の購入意志に間違いがない場合は、オペレータ画面に表示された情報を基に、インターネット商品Bの部門、価格、商品名とその他の情報をPOS端末装置1に入力する(ステップ202)。これにより、POS端末装置1は、商品Bの部門、価格、商品名とその他の情報をPOS売上登録データとして、店舗の商品と同様にデータベースに登録する(ステップ104)。

10

## 【 0 0 1 9 】

なお、カスタマディスプレイ装置6の画面にインターネット商品B、D、E、Fの情報が表示されておらず、店舗内の広告等にインターネット商品B、D、E、Fの情報が掲載されている場合、購入者は、店舗内の広告を見てインターネット商品Bの購入をオペレータに口頭で伝えることになる。この場合、POS端末装置1のオペレータディスプレイ装置5の画面には、インターネット商品B、D、E、Fの外観、価格、商品説明等の情報が表示されており、オペレータは、商品Bの画像に触れることで、商品Bを選択し、商品Bの部門、価格、商品名とその他の情報をPOS端末装置1に入力する。あるいは、図3(b)のようにインターネット商品のメニュー上に併記されたバーコードをオペレータがバーコードリーダでスキャンすることにより、商品Bの部門、価格、商品名とその他の情報をPOS端末装置1に入力する。

20

## 【 0 0 2 0 】

次に、オペレータは、インターネット商品Bの配送方法(店舗での受け取り、購入者宅への配送等)を購入者に聞いてPOS端末装置1に入力する。POS端末装置1は、入力された配送方法をインターネット商品Bに付随する情報として前記POS売上登録データに登録する(ステップ105)。ここで、購入者がインターネット商品Bの配送を希望した場合(ステップ106においてNO)、オペレータは、配送先記入用紙を渡して購入者に記入してもらう(ステップ107)。

30

## 【 0 0 2 1 】

続いて、オペレータは、電話番号を購入者に聞いてPOS端末装置1に入力する。POS端末装置1は、入力された電話番号をインターネット商品Bに付随する情報として前記POS売上登録データに登録する(ステップ108)。また、POS端末装置1は、選択されたインターネット商品Bが掲載されている電子商店(ホームページ)のURLをインターネット商品Bに付随する情報として前記POS売上登録データに登録すると共に、インターネット商品Bの画像データをデータベースに登録して、この画像データのファイル名をインターネット商品Bに付随する情報として前記POS売上登録データに登録する(ステップ203)。

## 【 0 0 2 2 】

そして、POS端末装置1は、インターネット商品Bの画像をプリンタ4に印刷させる(ステップ204)。購入者が引き続き店舗の商品Cを購入した場合、最初に登録した店舗商品Aと同様に、オペレータが店舗商品Cをバーコードリーダでスキャンして(ステップ109)、POS端末装置1が商品Cの部門、価格、商品名とその他の情報を前記POS売上登録データに登録する(ステップ110)。

40

## 【 0 0 2 3 】

全ての商品の売上登録が完了した時点で、POS端末装置1は、店舗商品A、Cとインターネット商品Bの価格を合計して(ステップ111)、この商品金額の合計に消費税額を加算し、加算結果をオペレータディスプレイ装置5の画面に表示する(ステップ112)。なお、店舗商品とインターネット商品は基本的に外税として税金を計算するものとする

50

。以上により、図4に示すようなPOS売上登録データが完成する。

#### 【0024】

次いで、オペレータは、オペレータディスプレイ装置5の画面に表示された金額を購入者から徴収して(ステップ113)、POS端末装置1によって印刷されたレシートを購入者に渡し(ステップ114)、さらにステップ204で印刷された用紙を注文確約書として購入者に渡す(ステップ115)。インターネット商品Bを店舗で受け取る場合、購入者は、注文確約書を提示してインターネット商品Bを受け取る。

#### 【0025】

以上で、インターネット商品Bの購入代金を含む金額を購入者から徴収したことにより、購入者から注文を受けたインターネット商品Bの購入を店舗で代行する。すなわち、POS端末装置1は、商品Bの購入代金の徴収後に、通信回線3を通じてインターネット2に接続し、前記POS売上登録データに登録されたURLを基にインターネット2上の電子商店にアクセスする(ステップ205)。

10

#### 【0026】

オペレータは、電子商店上でインターネット商品Bの購入手続きを自店舗の名前で行い、購入者が選択した配送方法に合わせて、商品Bの配送先(店舗又は購入者の住宅)を指定する(ステップ206)。電子商店の業者は、インターネット商品Bの代金支払い手続き(ステップ207)が完了したことを確認した上で、商品Bを指定された配送先に発送する(ステップ208)。

#### 【0027】

配送先として購入者宅が指定されている場合(ステップ209においてNO)、購入者宅へ直接配送される(ステップ210)。また、配送先として店舗が指定されている場合には、店舗へインターネット商品Bが到着した後、店舗から購入者に商品Bの到着を電話で連絡し(ステップ211)、購入者が商品Bを店舗で受け取る(ステップ212)。商品引渡しの際は、会計時に渡した注文確約書と引き換えとすることで、商品授受のミスを防ぐ。また、万が一、商品Bが購入できなかった場合には購入者に購入できなかった旨を電話連絡し、徴収した料金を返金することとする。

20

#### 【0028】

##### [第2の実施の形態]

図5は本発明の第2の実施の形態となる電子商取引システムの動作を示すフローチャート図であり、図2と同一の処理には同一の符号を付してある。本実施の形態においても、電子商取引システムの構成は第1の実施の形態と同様であるので、図1の符号を用いて説明する。

30

#### 【0029】

本実施の形態では、店舗の収入構造についてさらに工夫し、会計処理の部分で、店舗に若干のマージン収入が得られるように価格設定する。すなわち、インターネット2上の電子商店の業者は、集客率の高い店舗に対して、商品を扱ってもらえるように店舗マージンを考慮した価格設定を行う。これにより、ステップ201aにおいてオペレータディスプレイ装置5の画面に表示される価格、ステップ202aで入力されステップ104aで登録される価格、ステップ111a、112aで計算される金額、及びステップ113aで購入者から徴収される金額は、店舗マージンを含んだ金額となる。また、ステップ207aにおいて店舗から電子商店へ支払われる金額は、購入者から徴収した金額から店舗マージンを除いた金額となる。

40

#### 【0030】

こうして、本実施の形態では、店舗でPOS端末装置1に表示される商品自体の価格がすでに店舗マージンを含んでいるだけでなく、インターネット2上で購入できる店舗名などを紹介することで、さらに売上を伸ばすと言う相乗効果も期待できる。

#### 【0031】

##### [第3の実施の形態]

また、店舗のPOS端末装置1にICカードリーダを接続すれば、商品購入の確証を購

50

入者毎のICカードに記録して管理することもできる。このICカードに購入者の情報(住所や電話番号)を予め記録しておけば、売上登録時に配送先や電話番号を登録する必要がなくなり、また購入者の個人認証を確実にできるなどの利点がある。さらに、利用頻度に応じポイントデータなどをICカードに記録することができるため、売買管理に非常に有効に機能する。

#### 【0032】

以上のPOS端末装置1は、コンピュータによって実現することができる。このコンピュータは、CPU、記憶装置、キーボードとオペレータディスプレイ装置5とカスタマディスプレイ装置6とバーコードリーダと外部記憶装置とのインタフェースをとるための回路などを備えた周知の構成のものでよい。CPUは、記憶装置に記憶されたプログラム、又はキーボードから入力されたコマンドに従って処理を実行する。また、CPUは、外部記憶装置にデータを書き込んだり、外部記憶装置からデータを読み出したりすることができる。

10

#### 【0033】

このようなコンピュータにおいて、本発明の電子商取引方法を実現させるための電子商取引プログラムは、フレキシブルディスク、CD-ROM、DVD-ROM、メモリカードなどの記録媒体に記録された状態で提供される。この記録媒体を外部記憶装置に挿入すると、記録媒体に書き込まれたプログラムが読み取られ、コンピュータに転送される。そして、CPUは、読み込んだプログラムを記憶装置に書き込む。こうして、CPUは、第1~第3の実施の形態で説明した処理を実行する。

20

#### 【0034】

##### 【発明の効果】

本発明によれば、店舗内に陳列された商品とインターネット上の電子商店の商品とを購入者が店舗で購入するとき、同一の購入者が選択した店舗の商品と電子商店の商品とを同一の売上登録データに登録する登録手順と、売上登録データに登録された商品の会計処理を一括して行う会計手順とを実行することにより、あたかも店舗内の商品であるかのように電子商店の商品が売上登録され、会計処理が実行されるので、店舗の商品と電子商店の商品とを同一店舗で購入する場合、購入者は一度の会計処理で済ませることができ、店舗に置いてある商品と同じ簡易さで電子商店の商品を購入することができる。また、電子商店の商品も店舗の商品もほぼ同じデータ構造で売上登録するため、店舗にシステムを導入するに当たってアプリケーションを大幅に改造する必要がなく、会計処理や表示のために別の装置を用意することなくPOS端末装置で全ての処理を円滑に行えるため、大幅な投資をする必要がない。さらに、店舗側にとっては、扱い商品の数が倍増し、集客効果が得られる。また、電子商店にとっては、商品の販売機会が増え取引が活性化する。

30

#### 【0035】

また、売上登録データに登録された電子商店の商品の画像を商品確認書又は注文確約書として出力装置に印刷させる手順を実行することにより、店舗で購入した電子商店の商品の確証として印刷画像を使用するため、購入者側と店舗側が商品を間違えずに売買できる。

#### 【0036】

また、購入者が選択した電子商店の商品の画像データとこの電子商店のURLとを売上登録データに登録することにより、電子商店の商品を店舗にて販売する際の商品情報の管理を、電子商店の業者のシステムに依存せずに店舗側で実現できる。

40

##### 【図面の簡単な説明】

【図1】 本発明の第1の実施の形態となる電子商取引システムの構成を示すブロック図である。

【図2】 図1の電子商取引システムの動作を示すフローチャート図である。

【図3】 本発明の第1の実施の形態においてPOS端末装置へのインターネット商品の提示方法を示す図である。

【図4】 本発明の第1の実施の形態においてPOS端末装置のデータベースに登録されるPOS売上登録データを示す図である。

50



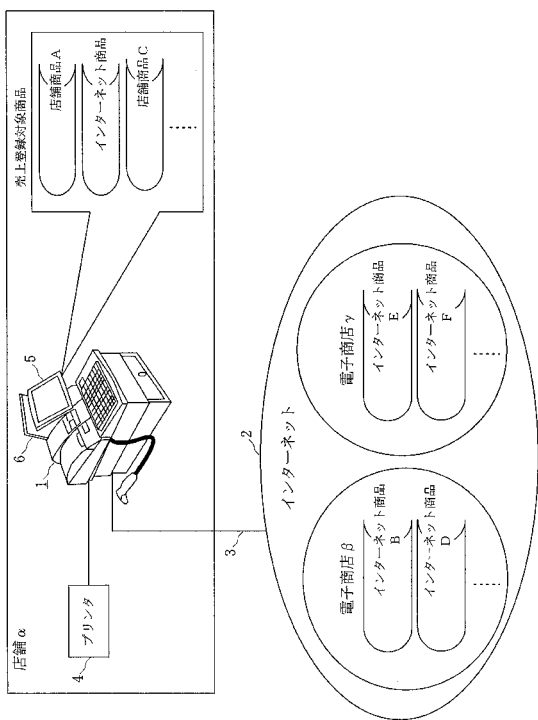
【図5】 本発明の第2の実施の形態となる電子商取引システムの動作を示すフローチャート図である。

【図6】 従来の電子商取引を示す説明図である。

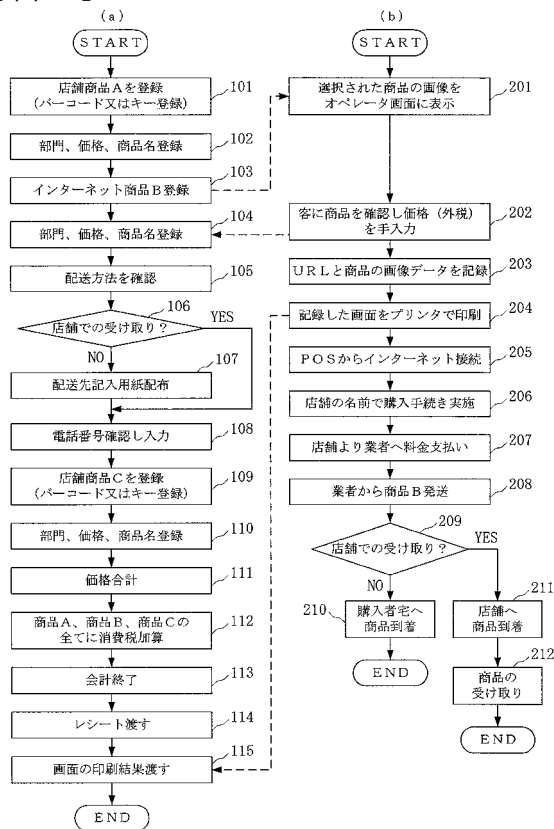
【符号の説明】

1 ... POS 端末装置、 2 ... インターネット、 3 ... 通信回線、 4 ... プリンタ、 5 ... オペレータディスプレイ装置、 6 ... カスタマディスプレイ装置。

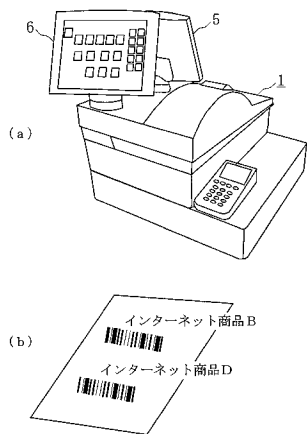
【図1】



【図2】



【 図 3 】

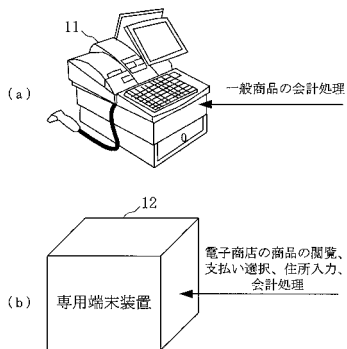


【 図 4 】

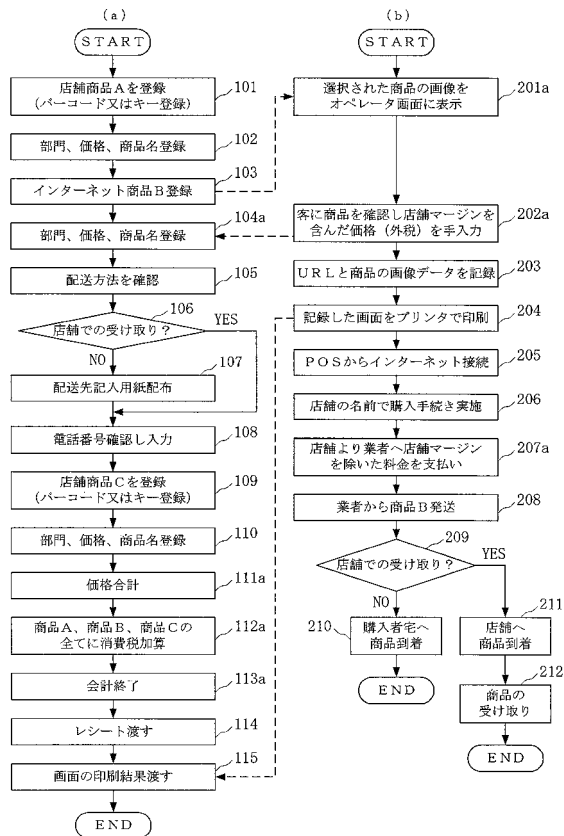
POS売上登録データ

商品A :	部門、価格、他
商品B :	部門、価格、配送方法 購入者電話番号 インターネット商品URL インターネット商品記録画面ファイル名
商品C :	部門、価格、他
⋮	
小計	××円
消費税	×円
合計 (税込み)	××円

【 図 6 】



【 図 5 】



---

フロントページの続き

(51) Int.Cl.<sup>7</sup>

F I

G 0 6 F 17/60 3 3 2

G 0 6 F 17/60 4 0 0

G 0 7 G 1/14

(56) 参考文献 特開平 1 0 - 3 2 0 6 4 6 ( J P , A )  
特開 2 0 0 0 - 0 3 6 0 7 9 ( J P , A )  
登録実用新案第 3 0 5 4 0 3 1 ( J P , U )  
特開平 1 0 - 1 8 8 1 4 0 ( J P , A )  
特開平 9 - 3 3 0 4 7 3 ( J P , A )

(58) 調査した分野(Int.Cl.<sup>7</sup>, D B名)

G07G 1/12

G06F 17/60